



志津南学区老人クラブ連合会規則

平成 26 年 4 月 1 日

志津南学区老人クラブ連合会

志津南学区老人クラブ連合会規則

(名称)

第1条 この会の名称は、志津南学区老人クラブ連合会（以下「連合会」という。）と称する。

(目的)

第2条 連合会は、志津南学区まちづくり協議会の区域内で活動する老人クラブ（以下「単位クラブ」という。）が連携・協力して、学区内の老人の福祉を図るための活動を行うことを目的とする。

(活動)

第3条 連合会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 合同で行う活動の企画・運営に関すること。
- (2) 単位クラブ同士の情報交換に関すること。
- (3) その他、連合会の目的を達成するために必要な活動に関すること。

(構成)

第4条 連合会は、単位クラブで構成する。

(役員)

第5条 連合会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 理事 | 3名 |
| (4) 会計 | 1名 |

2 役員は、各単位クラブの役員の互選とする。

(会計年度)

第6条 連合会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(経費)

第7条 連合会の経費は、まちづくり協議会の活動費をもってこれに充てる。

(規則の改廃)

第8条 この規則の改廃は、連合会役員会の議決をもって行うことができる。

付則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。